



平成 30 年 2 月 27 日

報道各位

一般社団法人マンション管理業協会

協会会員社受託管理組合における民泊への対応状況調査結果

一般社団法人マンション管理業協会（所在地：東京都港区、理事長：岡本潮）は、会員社受託管理組合における民泊への対応状況に関する調査を行いましたので、その結果をお知らせいたします。

記

当協会では国土交通省と連携して、分譲マンションの専有部分において住宅宿泊事業（以下、「民泊」という。）を行うことを許容するか又は禁止するかについて、管理組合に議論していただけるよう、会員管理会社を通じて情報提供を進めております。

住宅宿泊事業法では、民泊を「(略) 宿泊料を受けて住宅に宿泊させる事業 (略)」と定義しておりますが、分譲マンションで民泊を行おうとする者が届出を行う場合は「管理規約等において住宅宿泊事業が禁止されていない旨の確認」が要件とされ、管理規約で住宅宿泊事業が禁止されていないこと（管理規約に住宅宿泊事業に関して明確に規定されていなければ、管理組合に住宅宿泊事業を禁止する意思がないこと）を確認することとなっております。

民泊の届出受付は平成 30 年 3 月 15 日に開始されます。民泊をめぐるトラブル防止のためには、その前までに平成 29 年 8 月 29 日に公表されたマンション標準管理規約第 12 条第 2 項及びコメント等を参考として、民泊の可否を明確化する管理規約の改正をすることが望ましく、管理規約改正が難しい場合は、少なくとも総会・理事会で管理組合としての意思を決議しておくことが重要です。

以上のことを踏まえ、当協会会員社の管理受託管理組合における民泊への対応状況を調査いたしましたので、別紙「会員社受託管理組合における民泊への対応状況調査結果」をご参照いただきたくお願いいたします。

以上

一般社団法人 マンション管理業協会

所在地：東京都港区虎ノ門 1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル 2 階

理事長：岡本 潮

設立：昭和 54 年 10 月

会員数：365 社（平成 30 年 1 月末日現在）

本件お問い合わせ先：一般社団法人マンション管理業協会 03-3500-2721（担当：梅津）

会員社受託管理組合における民泊への対応状況調査結果

◆調査対象

- ・協会会員社：365社
- ・会員社受託管理組合数：95,073組合

◆調査対象期日：平成30年2月4日時点

◆調査結果

- ・回答会員社数：308社（回答率84.4%）
- ・回答会員社受託組合数：87,352組合（全会員社総受託組合数対比91.9%）

	1. 決議あり			2. 決議なし	合計
	計	禁止方針	容認方針		
回答組合数	70,631	70,361	270	16,721	87,352
回答組合数比率	80.9%	80.5%	0.3%	19.1%	100.0%

※禁止方針の内訳：規約改正 44.6%、総会・理事会での方針決議 35.9%

※容認方針の内訳：規約改正 0.1%、総会・理事会での方針決議 0.2%

◆ご参考

分譲マンションは平成28年度末現在、633.5万戸あるといわれておりますが、当協会の会員はその92%以上の分譲マンションから管理業務をお引き受けしております。

<http://www.kanrikyo.or.jp/outline/seido.html>

以上